



「認定こども園・保育所」利用のご案内

(令和7年4月以降の新規利用・継続利用)

令和7年4月から保育所等の利用を希望される方の受付を下記のとおり行います。すでに、認定こども園または保育所を利用している方についても、**現況届の提出が必要**となります。

1. 手続きが必要な方

- ①令和7年4月から新たに、認定こども園や保育所の利用を希望される方
- ②すでに町内外の保育所などを利用している方で、4月以降も引き続き利用を希望される方

2. 受付期間等

状況に応じて、必要な手続きの内容や受付場所が異なりますのでご注意事項です。

① 令和7年4月から新たに保育所等の利用を希望される方

役場福祉課、岩崎・大戸瀬支所、町内の保育施設で用紙を配付しております。

必要な手続き	受付期間	受付場所
・給付認定申請書兼保育利用申込書 ・児童の健康状況調査票	令和6年12月16日(月)～令和7年1月31日(金) 8:30～17:00 ※土・日・祝日を除く	・役場福祉課子育て支援係 ・岩崎・大戸瀬支所 ・利用を希望する保育施設

② すでに町内の保育所などを利用している方で、4月以降も引き続き利用を希望される方

現在利用中の施設を通して必要書類を配付します。

必要な手続き	受付期間	受付場所
・現況届	令和6年12月16日(月)～令和7年1月31日(金) 8:30～17:00 ※土・日・祝日を除く	・役場福祉課子育て支援係 ・現在利用中の保育施設

※令和7年4月から新たに下のお子さんも利用を希望する場合は、上記①のとおり給付認定申請及び保育利用申込みが必要となります。

③ すでに町外の保育所などを利用している方で、4月以降も引き続き利用を希望される方

保護者の方へ必要書類を郵送します。

必要な手続き	受付期間	受付場所
・現況届	令和6年12月16日(月)～令和7年1月31日(金) 8:30～17:00 ※土・日・祝日を除く	・役場福祉課子育て支援係 ・岩崎・大戸瀬支所

※令和7年4月から新たに下のお子さんも利用を希望する場合は、上記①のとおり給付認定申請及び保育利用申込みが必要となります。

3. 提出書類、持ち物

①全員が必ず提出、持参する物

(1) 子どものための教育・保育給付認定申請書(現況届)兼利用申込書

・・・児童1人につき1枚

(2) 父母及び入所を希望するお子さんの個人番号を申込書に記載し、申請者の身元が確認できるものの提示(マイナンバーカードや運転免許証・保険証など)

(3) 保育の必要性を証明する書類・・・父母各々1枚

保護者の状況(事由)	保育の必要性を証明する書類
会社員・公務員等 (勤務内定者も含む)	・就労証明書 ※産休中又は育休中の方も提出してください。また、復職後も再提出してください。
自営業従事者	・就労証明書(以下の添付書類を提出した場合は、民生委員の証明は不要) ※添付書類:確定申告書若しくは、営業内容が分かる広告や名刺等
農業・漁業従事者	・就労証明書
内職従事者	・就労証明書(以下の添付書類を提出した場合は、民生委員の証明は不要) ※添付書類:内職の内容が分かる書類、請負契約書、納品書等
妊娠・出産	・母子手帳のコピー ※保護者氏名・住所欄・出産予定日が分かるもの
保護者自身の疾病・障害 親族等の介護、看護	・医師の診断書、障害手帳のコピー、介護申立書 ※本人又は被看護者が保育できない状況、期間が分かるもの
就学・職業訓練等	・在学証明書や学生手帳等
求職活動	・求職活動申立書

②以下の条件に該当する方のみ提出が必要な書類

ひとり親世帯	・戸籍謄本 ・児童扶養手当証書 ・その他分かるもの ※上記のいずれか1点(コピー)
令和7年1月2日 以降に深浦町に転入 された方	マイナンバーを提示いただくと、市町村民課税(所得)証明書の提出が省略できます。ただし、自治体によっては税情報の内容を確認できない場合もありますので、追加でご提出を求める場合があります。

<保育の必要量について>

2号認定・3号認定を受ける方は、更に父母の就労時間や保育を必要とする理由に応じて、施設を利用できる時間が以下のように「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

令和7年4月以降に「保育を必要とする理由」の変更がありましたら、速やかに福祉課または利用施設にご報告ください。(区分が変更されると保育料も変更となるため)

保育を必要とする理由	保育標準時間	保育短時間
就労	就労時間が月120時間以上	就労時間が月120時間未満
育児休業中の継続利用	×	○
妊娠・出産	○	希望により○
疾病・障害	○	希望により○
介護・看護	介護看護時間が月120時間以上	介護看護時間が月120時間未満
災害復旧、その他	○	希望により○
就学・職業訓練	就学時間が月120時間以上	就学時間が月120時間未満
求職活動	×	○

※父母の状況によって保育標準時間認定を受けられる場合でも、希望に応じて保育短時間認定での利用も可能です。また、どうしても認定された時間を超えて施設を利用せざるを得ない場合は、各施設での延長保育を利用することとなります。

◆管内保育施設一覧

保育施設名	住 所	電話番号	定員(名)
認定こども園柳田保育園	柳田字築棒沢140	76-2123	35(保育部分20)
めぐみ子ども園	関字柄沢84-9	76-2039	25(保育部分10)
認定こども園みよし保育園	追良瀬字塩見山平195-1	74-3951	25(保育部分20)
青い鳥保育園	深浦字中沢3-1	74-2737	25(保育部分20)
えの木保育園	横磯字下岡崎89-5	74-3431	20
きらら保育園	正道尻字小磯110-23	77-2824	30

口問合せ先 福祉課 子育て支援係 TEL 74-2117